

会 議 録

会議の名称	第2回 長門市子ども・子育て会議	
開催日時	令和元年9月25日（水）午後2時00分～	
開催場所	長門市地域医療連携支援センター研修室	
委員名	(1)出席委員 檜垣正男 上野隆宣 倉本優善 水津幸樹 松尾加恵美 青木宜治 橘実千代 林香織 吉岡光雄 (2)欠席委員 高木裕美 大迫享子 東井孝倫	
所管課職員職氏名	川野市民福祉部長 堀子育て支援課長 平岡子育て支援課長補佐 釧物子育て支援課主査	
議 題	議 題 (内 容)	1. 開会 2. あいさつ 3. 議事 (1)第2期子ども・子育て支援事業計画の骨子案について 1 基本理念について 2 計画素案第3章及び第5章について (2)第2期子ども・子育て支援事業計画の量見込み・確保方策について 4. 第3回長門市子ども・子育て会議の日程調整について 10月28日（月）から11月1日（金）
	資料の名称	○会議次第 ○第1期計画と第2期計画の比較 ○第2期「量の見込み」の算出について（案） ○第二期長門市子ども子育て支援事業計画素案（たたき台）
その他の必要事項	出席者： 計画委託業者：3名	

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1 開会

2 あいさつ

(川野市民福祉部長)

3 議事

(事務局)

それでは、これより議事に入ります。

議事の資料につきましては、先般「長門市第2期子ども・子育て支援事業計画 計画素案(たたき台)」と「第2期量の見込みの算出について(案)」を事前送付させていただいております。それから、本日配布の、「長門市子ども・子育て支援事業計画—第1期計画と第2期計画の比較—」により進めていきたいと思っております。なお、先般の事前資料送付時にも記載しておりましたが、議題(1)の計画の骨子案では、計画素案の第3章と第5章を中心にご意見を頂ければと考えております。議題(2)が計画素案の第4章部分になっており、第1章と第2章は前回の会議での説明と重なる部分が多いですので、基本的には本日の会議では割愛させていただきたいと思っております。それでは、会議につきましては、長門市子ども・子育て会議条例により、会長が議事を進めることになっておりますので、〇〇会長よろしくお願いたします。

(会

長) それでは、私が進行役を務めさせていただきます。

議事の(1)の「第2期子ども・子育て支援事業計画の骨子案について」ですが、項目が2つあります。最初に事務局から全般的な説明をお願いします。

(1)第2期子ども・子育て支援事業計画の骨子案について

(事務局)

それでは、最初に市の方から計画の骨子案について概略を説明させていただきます。本日お示ししております骨子案につきましては、前提としまして計画の構成部分ですが、基本的には第1期計画と同じ体系にしています。これについては、計画を策定する場合、どうしても前の計画と比較してどうかというところが出てきますので、計画の構成につきましては、章だて等若干違うところもありますが、基本的には同じにし、比較しやすい形にしています。参考までに、長門市子ども・子育て支援事業計画—第1期計画と第2期計画の比較—をご覧ください。1ページめくっていただくと第1期計画の目次があるとおもいます。この第1期計画の内容が第2期計画のどの部分になるのかというところを一番右側にお示ししております。また、次のページに計画の体系図をのせています。第2期計画で変更しているところは、「基本的視点」(左から2番目の列の囲み)として3つ掲げていますが、そのうち2つを黄色の網掛けにしていますが、言い回しを変更しています。施策の体系の変更点は以上の2箇所のみであります。最後になりますが、本日の骨子案は、委託業者の〇〇さんの方には、只今説明しました、第1期計画と同様な構

成でということのみを依頼し、それに国の動向や第1期計画の検証・アンケート調査結果等を踏まえ作成していただき段階のものであります。本日、委員の皆様からご意見をいただくとともに、市の考えも入れたものを次の会議で、素案という形でお示しできればと考えております。市からの説明は以上です。次に、〇〇さんの方から説明をいたします。

(委託業者)

概略第1期との違いという事で、事務局からご説明いただきましたが、その議題にある基本理念から第3章から第5章の全体の構成を説明したいと思います。尚、この素案はたたき台のような形でお渡しさせていただきます。まだ未定稿の部分もありますが、今日特に3章、5章でご意見いただいた内容を踏まえて次回の会議にまたこの素案を整理し、仕上げてくる予定です。今日はなるべくご意見をいただきたいと思っております。

P28 基本理念、先ほどご説明ありましたように、今全国市町村1800あるのですが、同時期に「子ども子育て」を作っており、ほぼ同じ時期に素案を出しています。基本理念につきましては、第1期を踏襲するという事です。その背景としては、実は国の方も通常こういう計画する時には、新しく作る場合には新しい手引きが出るのだが、第2期のこの「子ども子育て」については第1期を踏襲するという中で、手引き等を踏襲しております。前回手引きは80ページぐらいありましたが、今回は補足だけという事で、10数ページと補足だけで留まっています。そういう意味で第1期を踏襲するという事を基本にしており、長門市も同じように第1期の基本理念を踏襲するという事で「子どもの笑顔と成長は市民の宝」、副題としまして「安心して子育てできるまちをめざして」を入れております。

計画の基本的な視点ですが、ここだけご説明にありましたように少し変えております。これは基本的に国が今示している方向を整理し直ただけで、中身的には大きく変わりません。特に、視点の3で「地域ぐるみ」という言葉を入れております。前回「地域力」と言っていました。大きな違いはないですが「地域ぐるみ」としたのは、実は地域共生社会と言いまして、地域で見守っていくという視点が大事であるということで、「地域ぐるみ」あるいは「まるごと」という表現が今非常に一つの流れとなっていますので、この辺の表記を少し変えています、内容的にはほぼ一緒で変わっておりません。それから基本目標は、これも基本的柱として目標1～6までありまして、柱立ての文言は書いておりません。ただ中身としまして少し、P29見ていただきたいが、1番「子育て家庭の支援の充実」という基本目標1ですが、少し内容的に増やしております。大きな柱は変わらないが、例えば少し読みますと「核家族化の進展、人との結びつきの希薄化の進む社会環境の中で、身近に相談する人がいない、子育て支援の内容を知らない、子育てを学ぶ機会がないといった理由から、育児に対する負担感や不安、孤立感を感じる親が増えています。このため子育て中の親子や地域の子育て経験者等が気軽に交流できるような場づくりや、高齢者も含めた多世代交流の場づくり、子育てに関する情報の提供や、相談体制の充実に努めます。また、ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育等、不定期な保育ニーズへの対応を図ります。」それから2番目「子育て家庭への経済的支援のため、子どもに対する各種手当の支給や養育費、教育費、医療費等の一部助成等を行います。」3番目「子育てに関する相談内容は多様化、複雑化しています。また

妊婦については、出産前からのきめ細かな相談体制、情報提供が必要です。このため相談体制については、関係機関と連携して、一層きめ細かな対応を図っていきます。情報提供についても、スマートフォンの活用等、多様な方法で行っていきます。」という風に、現在の実際の流れるものとして例えばスマートフォンであったり、それか育児で孤立感を持つ親が増えているという視点を入れていくという事で、少し肉付けしていく所が第1期と違う所になります。全部は読みませんが、お読みになった前提で申し上げますと、基本目標6までは最近のトレンドの流れを捉えたものにしております。ちなみに次のP32~40まで、これは量の見込みと言いまして、後でご説明いたしますが、これは事業計画の基になっている所であり、保育教育事業、地域子ども子育て支援事業と13事業ありますが、これについて量的な見込みの確保という事で、需給計画について記述しなさいという事で、第1期と全く変わっておりません。第1期も同じ13事業です。第2期も引き続きこれについて今後4年間、5年間の計画を出しなさいというのが国の一つの定義になっております。これは基本的に上へ上げる資料なので慎重にやらないといけません。今日はこの第4章の所は全部「量の見込み」参照と書いていますように、後で申し上げる現時点の量の見込みを説明して上で、次回の10月の末の3回目の会議の時にこの辺はご報告申し上げます事で現在調整中でございます。どの市町もほとんど一緒であり、この時期に量を固めている所はまずありません。多分年明け位に報告するような形になり、中間報告は県によっては10月11月がありますが、通常早くて年末、年明けになると思います。一番最初の予定は2月から3月と国の指針は書いており、それぐらいの状況で今から調整に入っていきます。P41実施計画、施策体系等は先ほど申し上げたように、変わっておりません。P42から主要施策の方向、これについては前回は踏まえながら少し肉付けした形で整理させていただいております。

P42「目標1 子育て家庭への支援の充実」

①子育て支援サービスの充実

「地域子育て支援センターを子育ての拠点と位置づけ、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援に継続して努めます。また、子育て中の親子や子育て経験者等が、気軽に交流できる地域の子育て支援の場づくりや高齢者も含めた多世代交流の場づくりを推進します。ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業の充実を通して、不定期な保育ニーズへの対応を図ります。ファミリー・サポート・センターについては、利用者の拡大を図るために周知を図ります。主任児童委員を中心とした民生委員・児童委員活動等により、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握及び情報共有を図り、個々の家庭に対する子育て支援の充実に努めます。」参考までに目標1だけ読ませさせていただきます。

②経済的負担の軽減

「保護者の子育てに関わる経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続して進め、充実を図るとともに、生まれる前からの支援として、不妊治療に係る費用負担の一部助成の継続や多子世帯への支援等の充実に努めます。支援制度や制度の改正によって周知を広め、必要な家庭が確実に受給できるように努めます。」

③相談体制、情報提供の充実

「子育てについての相談内容の多様化、複雑化が一層深刻となっております。そのため関係機関との連携を深め、一層のきめ細やかな対応を図ります。妊

娠期から出産、子育てと切れ目のない支援を行う必要があります。このため関係機関との連携体制を図り、出産前からの相談体制、情報提供の充実を図ります。情報提供については、既存のパンフレット等の有効活用のほか、スマートフォン等携帯端末を活用した相談受付や子育てイベント・子育て教室への参加予約等がネット上でできる等、多様な手法を検討します。」といったところで長門市として方向性を示させていただいております。以下同様にして全部読みますと大分時間がかかりますので、一応ご一読いただいているという事で、P42～47にかけて、これは第1期と同じような方向性を示しておりますが、特に主要施策の方向についてと基本理念がありました。この辺のところの皆様のご意見をいただきたいと思っております。説明は以上です。

(会長) ただ今、事務局と〇〇さんの方から、この事業計画の骨子案についての全体的な説明がありました。これから先は、(1)の骨子という事で、具体的な事につきまして事務局より説明いただき、その後皆様の方にご意見をいただきたいと思えます。

1 基本理念について

(事務局) 基本理念について、只今〇〇さんの方から説明がありましたように、第1期計画の基本理念を踏襲する形として同じにしておりますが、案の第1期計画と同じにするのか、それとも第2期計画は別の基本理念にしたほうがいいのか、それともサブタイトルだけでも変更したほうがいいのかなど、委員さんからご意見をいただきたいと思えます。

【質疑】

(会長) 今事務局の方から、第1期計画と同じ形ではどうだろうかということがございました。この基本理念、第1期計画と同じにするということにつきまして、ご意見がございましたらよろしく願いいたします。

(会長) ご意見ございませんでしょうか。基本理念ということで、メインのキャッチコピーなりスローガンということになろうかと思えますが、特に異存ないようでしたら、1期と同じような形でサブタイトルも併せてこれで進めさせていただくということで、本日はご理解いただいたものとして進めさせていただきたいと思えます。よろしいですか。

(全員) はい。

(会長) はい、ありがとうございました。それでは計画素案の第3章、第5章についてですが、その前に目を通した時に、第2章のところでも皆さんも気が付かれたと思えますが、7ページのところ、平成表記を令和に変更をお願いします。

2 計画素案第3章及び第5章について

(事務局) 計画素案(たたき台)には、第1期計画にはない事業等は含まれていないので、事務局の方で現段階、計画に盛り込むことを考えているものについ

て、説明させていただきます。

まず、一つ目としまして、「木育の推進」でございます。本市では、平成 29 年 7 月に「長門市木育推進基本計画」を策定しており、その中の目指す方向性の一つに「木育を核とした子育て世代に選ばれるまちづくり」を掲げ、子育て環境の充実等に取り組んでいるところであり、子ども・子育て支援事業計画の方にも盛り込めればと考えております。

次に二つ目は、「相談体制の充実」についてですが、本年 4 月から高齢福祉課内に「福祉総合相談窓口」を開設しております。これについては、高齢者・児童・障害者・生活困窮等の問題に対して、複合的な問題が多くなっていることから、それに取り組む行政側も組織横断的な対応ができるように相談窓口を開設したものであります。本格的な運用は新庁舎に移行してからということですので、体制づくりもこれからということだと思いますので、これも計画に盛り込めればと考えています。

3 つ目は、すこやかに生み育てる環境づくりとしての「住まい（住宅）」の部分であります。第 1 期計画では取り上げていませんが、子育てしやすい環境、長門市で住んでみたいと思ってもらうには、住まいは大きなウェートをしめていると思いますので、これも盛り込みたいと思います。

最後 4 つ目ですが、本年 8 月からひとり親世帯等の中学生を対象に「学習支援事業」を実施しているところで、これも子育て家庭への支援の充実として、計画に盛り込めればと考えています。

最後になりますが、本計画は、子育て支援課だけでなく、教育委員会や健康増進課をはじめ、いろいろな部署に関係していますので、関係部署の意見も確認し、只今申し上げた分も含めて、次回会議の計画素案でお示ししたいと考えています。

(会長) 今説明で言われたこと、例えば木育の事は今この中に入っていないのでこれから盛り込んでいきたいという事によろしいですね。

(事務局) はい、そうです。

(会長) 今事務局から説明がございました、この中にまだ書き込まれていませんが盛り込んでいきたいという内容及び、今ここに書いてあります第 3 章、第 5 章の内容につきましてご意見をいただきたいと思います。ご意見よろしく願います。

(委員) 最後に言われた学習支援とは具体的にはどういう事をされますか。

(事務局) これにつきましては、対象者はひとり親世帯であるとか、就学の援助を受けている世帯に属した中学生につきまして、毎週土曜日午後 2 時間程度、自習を基本として、教諭 O B の方に学習指導員になっていただき、サポートしていただいて基礎的な学力の定着をはかっていただきます。そういった形で事業を始めているところです。

- (会長) それはどこで開催されているのですか。
- (事務局) 個所につきましては今、中学校単位で募集の方をしております。基本的には公民館の方で開催しております。
- (会長) 他にございましたらどうぞ。
- (委員) せっかくいろんな施策からこういうものを作っているということで、多分県の方では平成24年度、フィンランドのネウボラですか、切れ目ない子育てということから長門市でも「子育て世代包括支援センター」が出来たと思います。そちらも無料ということもここに盛り込んでいただきたいです。そういう所がありますという事を盛り込んでいただけたらと思っています。
- (会長) 事務局、今ご意見ございましたけれど、その辺りにつきましてよろしく願いいたします。
- (事務局) 盛り込みます。
- (会長) 他にございましたらお願いします。
- (委員) 第3章と第5章に関連したことなのですが、今言われたように、自分は小児科医会に入っており、成育医療基本法を国の方、日本小児科医会があげているので同じような事なのです。理念があって目標があって、具体的な事があります。今日資料を持ってきているのですが、とりあえず同じような事が書いてあって、割と施策についてはかなり具体的にいろんな事が、ネウボラの事も書いてあり、そういうのもしっかりとやっていくとか、包括支援センターに子どもケアマネージャーを設置するとか、いろんな施策が沢山書いてあります。虐待に関しても、自分はその委員ですが、例えば今死亡する子どもが結構います。剖検した子どもたちが、どういう背景で亡くなっているかということで、いくつか項目があってそれらの項目について該当する、いろんな該当する親御さんとか家庭については非常に注意しないと、子どもが死に至る可能性があります。そういうことも、計画に書く必要はないですが、市の方とかいろんな方にその辺りの情報もしっかり共有していただいて、具体的にいろいろ進めていただきたいです。食育の事も、例えば宇部だと宇部の小児科医会の方で食プロジェクトとかいろんな活動をされていて、やっぱり十分に食事を摂れない子どもたちがいるので、そういう子どもたちに具体的にどういう風にやっているのか、結構すすんでやっています。長門で中々出来る事かわからないですが、そういう事も含めて、せっかく立派な計画を立てられたので、実際にやっていただけたらいいかなと思います。
- (委員) 今〇〇先生がおっしゃった宇部のプロジェクトですが、食事が摂れないお子さんがいて、子どもの朝食の提供をするということですが、長門市ではそういう子どもさんがいらっしゃるのでしょうか。長門市はそのような把握はされておりますか。宇部は相当いらっしゃる、テレビでもやっていました。
- (委員) 朝、食事を食べてこない子とか、できていない子は実際にいるのではないかと思います。そういう子どもたちは細かくチェックしないと中々そういう実態

とかはわからないと思います。今、多分、〇〇委員が言われたのはそういう事なのかなと思います。

(事務局) うちの部署で保育園、小学生、中学生でそういう実態、今言われました朝食を食べてきていない人数は把握していない状況です。それぞれの部署においてはある程度のものは持っていると思います。

(会長) 他にございましたら、よろしく申し上げます。

(委員) 45ページの「障害のある子どもがいる家庭への支援」で、障害のあるお子さんに関しては手帳を持っていて対応できますが、今非常に気になるお子さんがいます。園としても数が多いです。国の方としては今、保育園に関しては療育支援ということで加算が付くのですが、それでは対応できない状況です。これは基本理念とは違いますが、お願いしたいのは、県は一切関知しておりませんので、あとは市の方がどのようにそれを対応なさるのか。公立保育園も、気になるお子さんに対応するために職員が必要です。一人の職員がいることもあります。今現にそのような状況になっています。市としてはどのような施策をその気になる子に、手帳のある子は国の方から養育支援という形でおりにてきます、気になる子に関しても国の方から加算がおりにてきますが、微々たるものであって1人のお子さんに1人の職員をつけるというような加算ではありません。どうしても園の方から持ち出しになってきますがそれもできない、そうすると職員の方にしわ寄せがきます。基本理念の細かい事ですが、市はどのような施策を考えておられますか。これはお願いです。

(会長) 多分、その辺りの事は当然されてると思いますが、その辺りの説明をお願いします。

(事務局) 加算等はあるわけですが、実際には表面に手帳が無いけれども、どうしても気になる子ということで、その方たちを保育するにあたって当然ながら人手が必要になってきます。それについて財源がという事だと思います。実際私も公立保育園を直で持って、公立保育園におきましてもそういう話は現実です。現場の方からは当然ながらあがってきます。過去と比べて中々数字的には障害という形にはあがらないけれども、実際保育する上では気をかけなければならない子どもさんが増えている状況がございます。今言われたことも含めて、今市としてこうしますと言える事は持っていません。今後の課題ということでお願いします。

(会長) よろしいですか。

(委員) はい。

(会長) 他にございますか。

(委員) 今言われましたように、本当に診断のつく子は30人に1人とか10人に1人で、グレーゾーンの子が沢山います。今、早期に対応しないといけないという事が園の先生の負担になっています。早くある程度対応して支援していかないと小学校になったら大変と、それで園の先生もすごくしっかりみておら

れ、気になる子が沢山おられて多分手一杯です。学校に入れば特別支援学級とかいろいろあるのですが、自分も発達クリニックや発達相談会とかいろんなものを含めて、本当に支援が必要な子どもさんには幼稚園、保育所の時からそういうところと並行利用という形をしています。やはり小学校に入った時に、入る前にどうしていた、どんなことをやっていたのかと非難される方もおられます。その辺りも受け入れ状態のシステム作りを含めて考えていかないと、保育所の先生たちとの話の中で中々大変な状況だとわかります。その辺りも行政の方でしっかり考えていただきたいです。

(会長) その辺りにつきましてはよくわかりませんが、三歳児検診や就学時前検診で、保育園の先生が保健師さんと具体的なやりとりをされているという話を聞いたことがあります、違いますか。

(委員) もちろん3歳児検診で児相が来て発達に移行することもあります。1歳半検診で言葉が出ていなければ、その時点でフォローとして発達クリニックで経過をみていくという形もあります。集団検診でひっかかることもありますし、もちろん病院に相談来られる方もいますし、保育所の先生から拾い上げてフォローと、いろいろな形でやっているの、前に比べるとしっかりできるようになっているのではないかと思います。

(事務局) 一応障害支援係というのがあります。そこが主となり〇〇等をお願いして子育てナビ教室とかそういう形の方にお誘いしています。中々親御さんがどうしても認めたくない等色々な問題があり、お誘いしても次のステージに踏み込めないところがあります。そういう所をどうして切り込んでいくか担当が今考えています。色々な面で繋いでいって早く支援が出来るようにしていきたいと思っています。

(会長) 以前だったらあまり見えない、気が付かないような形だったのが、今はいろんな事が誰もが知るようになってきて、わりと気になるお子さんが増えているような気がします。その辺りの施策も中々現実的には難しいと思いますが、進めていっていただければと思います。

(委員) 〇〇先生がおっしゃったように中々これはシビアな問題です。園の方としても今「〇〇」と「〇〇」さんで非常に助かっています。ですが全体のクラスの中でお預かりしています。そうすると、そのお子さんに1人つくると、他のお子さんが全く見られなくなってきました。やはり2人体制でないと見られないわけです。療育支援の加算は微々たるものであって、70万ぐらいの金額であるため、(毎日)1人職員を配置することが出来ません。お願いしたいのは長門市の方に予算を組んでいただいて、職員を配置していただきたいのです。ですが今、保育士が集まりません。だんだん難しくなっていており、実習生がこの夏休みに来た時に聞くと全部九州の方へ就職するそうです。ここへは帰らない、ある程度の給料を払わないと田舎の方では勤めないそうです。アパート代も払ってくれる、支度金も払ってくれる、この田舎の方では勤めなくて九州の方へ勤めたいと言っています。そうすると中々保育士が地元にはいない、そしてこのような園の中で気になる子の数が増えて、お母さん方に色々手当をしてあげたいけれど忙しさに紛れて対応が出来ない事があります。「〇〇」「〇〇」さんのおかげで非常に助けていただいて、そのお子さんの

成長を見守るような感じで小学校まであげていこうという事です。他の市では加算がついておりますので、長門市もその加算をつけていただければ非常に幸せます。ご検討ではなく、来年度の予算につけていただければと思います。よろしく申し上げます。

(会長) という要望です。他にございますか。無いようでしたら皆様から出されました意見を盛り込める部分につきましては、書き込んでいただきたいと思います。先ほど事務局から説明ございました木育以下の項目につきましては、次回具体的な内容について示していただければと思います。

(2) 第2期子ども・子育て支援事業計画の量見込み・確保方策について

(会長) 議事の(2)「第2期子ども・子育て支援事業計画の量見込み・確保方策について」事務局から説明願います。

(事務局) これにつきましては、〇〇さんより説明をさせていただきます。

(委託業者)

私共が説明する理由としましては、実は「量の見込み」と言うのは国が言っている言葉であり、ニーズ調査から出てくる保護者の利用意向率に将来の人口をかけて出すという一つの数式、手引きが出てきます。冒頭申し上げましたように、第1期も同様な手引きを使ってやっております。第2期もこれを踏襲しなさいという事で、一部を除いてほぼ同じ出し方でやっております。手順を書いております。ここにあげているのは、あくまでもニーズ調査から出た保護者が要求する量を計算したものでございます。先に申し上げますと、まず見開きに「量の見込みとは」真ん中に「量の見込み 子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて、教育・保育提供区域ごとに各年度の教育・保育の量の見込みをとりまとめます。」といったところが定義になります。「量の見込み」を算出する項目では大きく2つあります。1つは教育・保育施設及び地域型保育事業、いわゆる保育所、保育園幼稚園、認定こども園といった預ける場所ごとの各歳ごとの計算をしてどれ位の量があるのかを出していきなさいとい指示でございます。2つ目の大きな枠組みは、地域子ども・子育て支援事業と言いまして、時間外保育事業(延長保育)、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ・学童保育)、子育て短期支援事業(ショートステイ)、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業(幼稚園児を対象とした一時預かりとそれ以外)、病児病後児保育事業、ファミリー・サポート・センターの利用事業、その他に6事業ありますが、これは妊婦検診等でニーズ量から出ないものです。意識調査から出て来ないものについては、担当課が推計して下さいとなっております。今回はこれを対象に推計していきます。右側の対象児童数ですが、最初の教育・保育施設及び地域型保育事業については0～5歳までを対象にしていきます。地域子ども・子育て支援事業ですけども、違和感があるかもしれませんが、例えばファミリー・サポート・センターは就学前でも利用できますが、国の方は、手引きでは低学年と高学年の利用率を出しなさいとのことであげられています。この辺が狭い範囲の指定ですので一応これに従って出しています。3～4ページは利用意向を出すにあたっては、その保護者を含めてその児童を預ける家庭環境、家庭の類型につ

いて分類しなさいという定義があります。例えば父親母親の働き方、就労時間によって決めていきます。全部で8タイプあり、8タイプ別の将来どうありたいかで家族類型が微妙にシフトしていく、変わっていく事で、これは国の方で潜在的な家庭類型と呼びます。潜在的な家庭類型を独自で出していきます。それを基にして計算を求めた結果6ページに出ている、それぞれの利用意向率がでます。家族別の利用意向率を使って計算した結果が7ページになります。この中で2号で幼稚園というのは、国が特別に指定しまして、本来なら家族類型的には保育園に預かる需要の多い家庭だが、幼稚園を強く希望する人達の分は別に出しなさいという指示があります。今の実績から言うと、2号の幼稚園、20年度で言いますと47人、これと1号の66人を足して通常は幼稚園の需要量とみなす事になります。その隣が2号の通常で言う保育園、認定こども園のニーズ量です。その隣が3号認定のうちの1～2歳の数字、0歳児がその右側です。一番左の児童数は2020年度の推計値です。簡単に傾向だけ申しますと、全国的どの市町も一緒ですが、3号認定がすごく多く出る場合があります。これは調査票の設計上、前後の理由を考えずに丸をつける、0歳児から利用したいという人が高いからです。1号、2号につきましても、2号の方の保育園、認定こども園の方に需要量がかかなり多く出ている傾向になります。これは丸を付けて利用意向を聞くという非常にシンプルなものでダイレクトに利用意向にひびきます。今現在こういう数字が出ているということをご覧になって頂ければと思います。同様に、8～9ページも各残りの需要量も家族類型や利用意向を計算しながら出していくわけです。それが10ページの総括表です。時間外保育事業（延長保育）につきましては、例えばニーズ量からだけ見ると、2020年度は179人のニーズがあることがわかります。以下同様に、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）は、これだけの人数が今のところ長門市のお母さん方のニーズとしてあることを挙げています。この辺の取り扱いが非常に今後出てくるわけでごさいます、あくまでもニーズ量ですから、実績と照らし合わせると少し乖離が出てくるところも沢山出てきます。今後事務局とこの辺の調整をしていくということで、実はこの時期は他の市町も同様に調整の時期になります。事務局と調整しながら次回の会議には第1案を出していきたいと考えております。

【質疑】

(会長)

ありがとうございました。ご質問等ある方はよろしくお願ひします。

(会長)

では、ちょっと私の方から何ですが、保育園0歳児から含めての保育園、あるいは認定こども園、幼稚園でその総数が例えば22年度であれば861という風になっておりますので、この数字が希望であっても保育園、幼稚園、認定こども園であれば現有の施設の中で、何処に行くかは別にしてもまかなえる量ということでよろしいですか。定員からすると、利用定員が1069人と全体でなっていますので、それよりは希望が少なくなっているということは一応入れますということでもよろしいですね。ただ、こちらの子ども・子育て支援事業については相当大的な数字になっていますので、ここについては調整をこれからかけていただいて、実際どのような数字になるかをある程度予測しながらおとし込んでいくということでごさいますね。という事のごさいます。委員の皆様なにかごさいましたら。

(委員) 7ページの長門市教育・保育の見込み量として総括表がでておりますが、2019年度はどのような状況なのか。これを示していただけないと後の数字が見えなくなってきました。今現時点がどういう数字なのか、次回の会議の時にお示しいただきたいと思えます。そうでないと、これはただのニーズ調査の数字だけであり、今現時点でどのような状況なのかを入れていただかないと判断が出来かねます。よろしくお願ひします。

(事務局) 入所状況ということですか。

(委員) 今の状況を入れていただかないと判断が出来ないという事でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(会長) 前回の31年2月の会議の時に、全ての保育園、幼稚園ごとの入所数とか定員数が書いたものがございましたので、それでご確認いただければと思えます。他にございますか。よろしいですか。ではこの辺りにつきましても、次の会議、第4章でももう少し具体的な数字が示されるということでご理解をいただければと思えます。
本日の議題については以上でございますので、議事の方は終わらせていただきます。

4 次回日程について

5 閉 会